

敦賀署通信（令和7年5月号）

敦賀労働基準監督署管内の
令和7年速報（対前年同期比較）
令和7年4月末速報

業種	休業4日以上死傷災害				死亡災害		
	7年	6年	対前年増減	増減率(%)	7年	6年	対前年増減
全産業	28	43	-15	-34.9			
製造業	2	4	-2	-50.0			
食品製造業	0	0	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	0	0	±0	—			
化学工業	0	0	±0	—			
窯業・土石製品製造業	0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	1	-1	-100.0			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	1	0	1	—			
その他の製造業	0	2	-2	-100.0			
鉱業	0	0	±0	—			
建設業	4	9	-5	-55.6			
土木工事業	1	5	-4	-80.0			
建築工事業	1	3	-2	-66.7			
木造家屋等建築工事業	0	3	-3	-100.0			
その他の建設業	2	1	1	100.0			
運輸業	4	8	-4	-50.0			
鉄道等・道路旅客運送業	0	0	±0	—			
道路貨物運送・海上貨物取扱業	4	8	-4	-50.0			
その他の運輸交通・陸路運送業	0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業	3	1	2	200.0			
林業	1	0	1	—			
商業	4	8	-4	-50.0			
小売業	3	6	-3	-50.0			
金融・広告業	0	0	±0	—			
保健衛生業	5	8	-3	-37.5			
社会福祉施設	5	8	-3	-37.5			
接客娯楽業	1	0	1	—			
旅館業	0	0	±0	—			
飲食店	0	0	±0	—			
ゴルフ場の事業	1	0	1	—			
清掃・と畜業	0	2	-2	-100.0			
ビルメンテナンス業	0	1	-1	-100.0			
その他の業	5	3	2	66.7			
業	3	1	2	200.0			

※ 休業4日以上死傷災害数は労働安全衛生法による。死亡災害は労働安全衛生法による。

今月のトピック

改正労働安全衛生法が成立・公布されました！

第217回国会に提出されていた改正労働安全衛生法が可決、成立し、令和7年5月14日公布されました。

改正内容については、大きく分けて

①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

②職場のメンタルヘルス対策の推進

⇒ストレスチェックについて、現在当分の努力義務となっている労働者50人未満の事業場についても実施を義務とする

③化学物質による健康障害防止対策等の推進

④機械等による労働災害の防止の促進等

⑤高齢者の労働災害防止の推進

⇒高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置を努力義務とする

の5本柱であり、令和8年4月1日から順次施行（上記ストレスチェックの実施義務に係る施行日は公布後3年以内に政令で定める日とされており現時点で未決定）されることとなっています。

詳細について、右の二次元コードからご確認ください。



5月は、
「熱中症クールワーク
キャンペーンの本期間」です。

監督署からのお知らせ

①令和7年1月1日から、労働安全衛生関係の一部手続きの電子申請が原則義務化されました。

（同日より労働者死傷病報告の様式が一部変更となっています。）

- ・ 帳票入力支援サービスの利用方法に関するお問合せ 03-5829-5921（ヘルプデスク）
- ・ e-Govが提供する各サービスの利用方法等に関するお問い合わせ 050-3786-2225（サポートデスク）



②令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行され、一定の熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の措置が事業者に義務付けられます。

各職場において、重篤化させないための適切な対策が漏れなく実施できるよう体制を構築してください。



③「転倒」を事故の型とする労働災害が多く発生しており、管内で発生した労働災害の1/3を占めています。

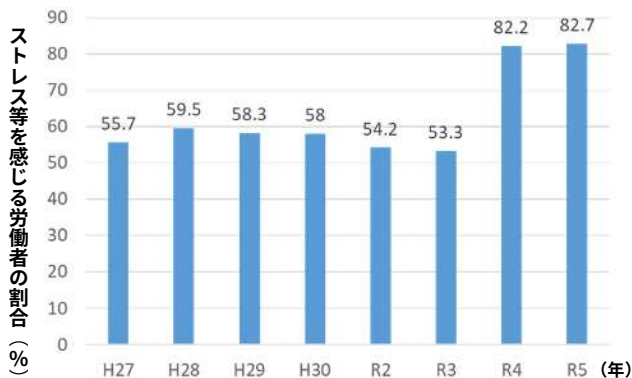
転倒災害の分析をしてみると、多くのもので予防していれば未然に防げた災害が多くありましたので、皆様の職場においても導入できるものがあれば事前の対策を進めていただきますようお願いいたします。

なお、高年齢労働者の労働災害防止に向けた取組に際して活用できる「エイジフレンドリー補助金」が今年度も申請受付を開始しましたのでご活用ください（新たなコースが新設されています）。



あなたの職場のメンタルヘルス対策の取組みは適切に実施できていますか？

図1 職業生活での強いストレス等の状況



注1：H26、R1は当該項目を調査していない
 注2：R4は、R3から設問形式を一部変更していることから、前年までの実勢を比較することは困難
 資料「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省 各年版）

近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は高くなっています。また、仕事による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加している現状があり（図1、2参照）、職場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることが重要な課題となっています。

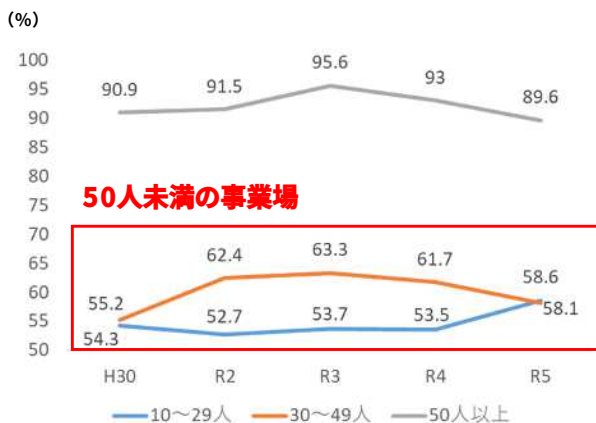
図2 精神障害等による労災認定件数



職場におけるメンタルヘルス対策については、平成27年11月に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が改訂され、また、事業者によるメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を強化する観点から、同年12月にストレスチェック制度が導入され、当該制度の推進等を通じて、その取組の促進が図られているところです（図3参照）。

令和7年5月14日には、常時50人未満の事業場についてもストレスチェックの実施義務を課す改正安衛法が公布されたところであり、当該法施行後は、全ての事業場でストレスチェックを行う必要があります。このため、「今まで関係がない」と考えていた職場におかれましても、事前にメンタルヘルス対策の準備を進めていただくようお願いいたします。

図3 事業場の規模におけるストレスチェック実施率の推移



「メンタルヘルス対策の具体的なアドバイスが欲しい」、「何から始めたらよいかわからない」などお困りごとがある場合は、**産業保健総合支援センター（産保センター）**を積極的にご活用ください。**無料**でメンタルヘルス対策の相談・支援（個別訪問支援や社内教育等）サービスを行っています。

そのほか、働く人のメンタルヘルスポータルサイトである「こころの耳」やこころの健康づくりに関する情報や国の施策に関する情報等を提供している「こころの情報サイト」も非常にわかりやすく資料がまとめられていますのでご活用ください。

詳しくは、以下の二次元コードから内容をご確認ください。

職場における心の健康づくり

福井産業保健総合支援センターHP

産保センター申込書

こころの耳HP（厚生労働省）

こころの情報サイト